

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野県長野市松岡1丁目35-5
評価実施期間： 令和2年7月29日から令和2年10月15日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B16021、B18016、050482	

2 福祉サービス事業者情報（令和2年9月現在）

事業所名： (施設名) すわ湖のほとり	種別： 施設入所支援・生活介護
代表者氏名： (管理者氏名) 理事長 小林 進 施設長 飯田 稔	定員（利用人数）： 49名(49名)
設置主体： 社会福祉法人 横浜社会福祉協会	開設（指定）年月日： 平成1年4月1日
経営主体： 社会福祉法人 横浜社会福祉協会	
所在地：〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1793-40	
電話番号： 0266-53-8240	FAX番号： 0266-53-4240
電子メールアドレス： —	
ホームページアドレス： http://yoko-fukushi.or.jp/kirigamine/	
職員数	常勤職員： 31名 非常勤職員 6名
専門職員	(専門職の名称) 名 ・保健師・看護師 6名 ・理学療法士 1名 ・管理栄養士 1名 ・生活支援員 25名
施設・設備の概要	(居室数) ・個室 … 8室 ・二人部屋…22室 (設備等) ・食堂 … 1室 ・機能訓練室…1室 ・集会室…1室 ・静養室…1室 ・浴室…1室 ・洗面所…2室 ・便所…2室 ・医務室…1室 ・相談室…1室 ・多目的室…2室

3 理念・基本方針

<p>○社会福祉法人横浜社会福祉協会の理念</p> <p>福祉の追及</p> <p>ご利用者幸福の追求</p> <ul style="list-style-type: none">・私たちはご利用者を尊重し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。 <p>地域貢献の追求</p> <ul style="list-style-type: none">・地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。 <p>職員幸福、職務環境の追及</p> <ul style="list-style-type: none">・法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。
--

今を、未来を支える福祉の追及

- ・私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

○すわ湖のほとり基本方針

すわ湖のほとりは、重度の障害者を支援する障害者支援施設としての役割を常に自覚し、利用者の立場に立った、安心・安全なサービス提供に徹することを基本とする。

そして、当法人の経営理念である、

『福祉の追及』

1. ご利用者幸福の追求
2. 地域貢献の追求
3. 職員幸福、職務環境の追及
4. 今を、未来を支える福祉の追及

の基、利用者一人ひとりの思いやニーズを大切にし、生活上の困難や障害の状況を適切に把握するとともに、職員の専門性及び支援の質をさらに高め、障害者総合支援法に対応した施設運営を目指す。

○すわ湖のほとり指針

『仕事は丁寧に。対応は誠実に。』

『ご利用者さんに寄り添った援助』

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

当すわ湖のほとりは社会福祉法人横浜社会福祉協会が運営する障害者支援施設で、諏訪市街地から霧ヶ峰高原へ通じる県道のすぐ脇に 30 年間にわたり運営された旧霧ヶ峰療護園が平成 30 年(2018 年)11 月に新築移転しそれとともに名称変更したもので、まさに、諏訪湖のほとり、諏訪市渋崎地区に開設されまもなく満 2 年を迎えようとしている。社会福祉法人横浜社会福祉協会では長野県内に千曲園、佐久療護園、すわ湖のほとりの 3 障害者支援施設を有し、前身の霧ヶ峰療護園が先に開設していた佐久地域にある千曲園に入所していた諏訪地域の保護者等からの要請に沿い同じ法人により平成 1 年(1989 年)4 月に諏訪市に開設されたという経緯があり、新しい地においても保護者の熱意が継続して保たれ新しいページが開かれている。

旧霧ヶ峰療護園は平地の諏訪市街地から遠隔地にあったため災害時や冬場の大雪時に孤立の危険性があり、また、利用者の通院、家族の面会、職員の通勤等の利便性という面でも課題があった。新築移転後のすわ湖のほとりは長野県の中央にある標高 759m の諏訪湖畔東南の諏訪市渋崎地区にあり、諏訪湖まで徒歩 5 分ほどの空の高い開けた平坦地にある。施設の西側方面には温泉、プール、トレーニングルームなどがある「すわっこランド」や「諏訪湖スタジアム」などがあり、施設の側を流れる上川沿いには高速道諏訪インターに向けて東南に伸びる県道があり、ロードサイドにはスーパー、専門店、飲食店などが立ち並び一大商業ゾーンを形成している。

旧霧ヶ峰療護園の 30 年に及ぶ運営の間に障害者支援制度が大きく変わり、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと変遷する中、生活介護、施設入所支援、短期入所という形で事業基盤を培い、現在の当すわ湖のほとりでも、かつての身体障がい、知的障がい、精神障がいには当てはまる利用者が共同の生活を営んでおり、新たに、地域生活拠点事業とタイムケア事業を加え地域のニーズに寄り添える体制を整備している。

当施設の生活介護では常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行っている。現在当施設の定員は 49 名となっている。また、施設入所支援として施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の支援、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行い、生活介護などの日中活動とあわせて、こうし

た夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援している。こちらも49名定員とし運営している。施設としては他に短期入所事業、地域生活拠点事業、タイムケア事業も展開し、地域からの相談や要望に応じている。地域生活拠点事業では障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。また、タイムケア事業では心身障害児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、登録した事業者や個人に介護を依頼できる制度で、心身障害児(者)及びその家族の地域生活を支援することを目的としている。

現在、当施設では県内各地からの49名の利用者が生活をしており、男性31名・女性18名で、平均年齢が56.8歳、在籍年数の平均が11.1年、重度者の割合が82%で設立当初からの利用者もおり入所から数ヶ月という方まで幅広く、様々な疾患を抱えているが、利用者の90%強が車イスを使用し、食事や排泄などの自立度も低くなりつつある。そうした中、施設の事業計画の「利用者支援(処遇)の向上」として様々な計画がなされており、行事やレクリエーションに取り組んでいる。今年度、不測の新型コロナウイルス禍でも喫茶コーナーは好評で2ヶ月に1回開催しており、ラーメン、寿司、中華などのバイキングや実演調理で食を楽しみ、花見会、夏祭り、忘新年会等も計画し工夫しながら三密(密閉、密集、密接)を避けできる範囲で実行している。余暇活動についても利用者の要望、趣味等の把握に努め、井戸端サロン、塗り絵、手芸、計算ドリル、カラオケ、DVD鑑賞、ポッチャ、少人数でのドライブ等、多岐にわたり支援している。現在新型コロナウイルス禍で中断しているがボランティアの協力を得て、フラワーアレンジメントなどの創作活動などの支援も行われている。

施設では法人理念に沿い運営指針に「地域貢献の追及」として掲げ、施設の中期事業計画(注力事項)や年度の事業計画にも「地域への貢献」として取り上げている。新型コロナウイルス禍、施設のある地元の洪崎地区で行われる行事へも可能なものは参加している。また、平常時であれば毎年夏に地域の人々にも告知し夏祭りを開催し施設内の見学や模擬売店も設け多くの地域の人々との交流が図られている。更に、木遣り保存会、鮎商組合員などの協力も得ており、利用者にとっても地域に残る風習などで人々と交流する中で季節を感じ、幅広い、豊かな生活に繋げている。

新天地に移り、地域の人々やボランティア・実習生などとの交流が益々期待され、施設が提供している様々な障害者への福祉サービスが選択の幅に広がりを持たせ、ますます必要とされる施設となっている。

5 第三者評価の受審状況

受審回数 (前回の受審時期)	2回目(前回は平成28年度)
----------------	----------------

6 評価結果総評 (利用者調査結果を含む。)

◇特に良いと思う点

1) 将来を見据えた地域包括ケアシステムに向けた地域との関わり

法人の本年度の事業計画には「地域包括ケアシステムへの挑戦」とし、「少子高齢社会となったこの国において、ケアの在り方を見直す時期となり、地域包括ケアの実現に向けた国から市町村への権限移譲が始まっている」とし、また、「今後を見据え、施設におけるサービス提供と、地域における相談支援環境を相互に整備する」とし、当施設の今年度事業計画の中にも「地域への貢献」として「施設の各サービスについては、地域の福保健計画等の意義を理解し、実施していく」とし、実行に移している。

令和3年4月1日施行を目指し国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」を制定しその概要を示している。

改正の概要として「1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」「2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」「3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「4. 介護人材確保及び業務効

率化の取組の強化」 「 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設」を上げている。

特に「 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」の中に「社会福祉法に基づく新たな事業の創設」として「市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくり**に向けた支援を実施する事業を創設する」としている。近い将来、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性や世代を問わない相談を受け止める包括的な相談支援の体制が 2025 年を見据え構築されようとしている。更に 2040 年を見据え、福祉サービス需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの福祉ニーズの差の拡大への対応が求められ、福祉サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる取組を推進することが必要とされている。

当施設では、地元洪崎区、諏訪市、諏訪市社会福祉協議会等の各種団体と連携協力し、また、諏訪地域障害福祉自立支援協議会の委員として地域のニーズへの積極的な対応を図り、地域貢献に努めている。令和元年度事業報告でも諏訪圏域障がい者総合支援センター(オアシス)と協定し地域生活支援拠点事業として空床を確保し、緊急受入として障害者を数名受け入れ、また、諏訪圏域の 2 市 1 町にタイムケア事業所として事業登録し、十数名の対象事業者の受け入れを行うなど、既存の取組と合わせ、現状のサービスでは対応できない狭間のニーズにも対応しようとしている。

2) 利用者の意見・意向収集のための取り組み

当施設では「利用者や家族に対して適切な相談対応、助言、援助等を行い常に連携を図る」として、定期的な対話集会や保護者総会に施設職員が参加する等、様々な場面で「利用者や保護者の声」を把握するための取り組みを行っている。

旧霧ヶ峰療護園からの利用者との対話集会を継続し、施設の方針や事業計画、各月の予定などを説明する機会を設け、利用者も腹藏なく話すことによりお互いの意思疎通を図る場としている。また、対話集会の質疑応答では多くの意見が出されているが、すぐに対応できるものと時間を必要とするものを分け、中には苦情として扱うものもある。更に、保護者会役員に第三者委員を依頼していることから、毎月対話集会に参加していただき利用者の意見や要望等も一緒に聞いていただいている。保護者会も定期的に行われており、施設サービスに対する満足度を把握する仕組みとして機能している。

当施設では利用者一人ひとりの自己決定や意志に沿った生活の保障という点において、利用者がやりたいことができた実感できる暮らしの場の提供に心掛け、個別支援計画検討会、ケース会議等は、サービス内容の変更も含めて利用者へ説明を行い、自己決定を常に重んじている。外部の相談支援事業所が主催するサービス担当者会議では本人又は家族を交え話し合い、それに沿い、施設としての個別支援計画の作成を行っている。個別支援計画には、具体的なニーズが明示され、原則 1 年を長期計画として半年毎の見直し(モニタリング)も繰り返し継続的に行っている。入所後は日々生活をする中で担当職員が主となり、個別支援計画に即したサービスが提供されているかどうかをアセスメントしている。

職員が 2~3 名の利用者を担当するケース担当制も取り入れ個別対応も行っている。全体では把握しきれない利用者の日々の思いや細かなことにも「聴く耳」を持ち受容・共感し精神的な安定や信頼関係が構築されるように努め、代弁者として希望や意向を把握し満足するサービスの提供に努めている。利用者から表出された意見は定期的に行われるケース会議で話し合わせ、職員間で共有することにより全体のサービスの向上へと繋げている。

障害者総合支援法制定までの障害者を取り巻く状況を背景として、措置から契約へという中で「障害者の望む地域生活への支援」「障害者支援のニーズのきめ細かな対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」が進められており、利用者が好きなことを発言できるということを極めて自然な姿と考え、利用者満足に向けて当施設職員全員で取り組んでいる。

3) I O T 化によるデータの「情報共有」によるサービス向上

当施設では旧霧ヶ峰療護園のときからクラウド通信型業務ソフトがすでに導入されており、タブレット端末の導入も近々に予定され、データベース化が進められている。今後、利用実績に連

動して、記録に必要な項目が自動的に表示され、そのため、職員の習熟度に依存することなく、誰でも品質面で高く記録を残していくことが可能となり、また、職員同士の情報共有もスムーズになり、サービスの向上につながり実績に連動して、記録に必要な項目が自動的に表示されるようになるものと思われる。

法人の令和2年度の事業計画には「人材の採用と育成、就業を継続できる環境のために」として「福祉経験が無い職員には、法人として体系化した教育を提供し、速やかに福祉人として自立できる教育体制を構築する」とし「増加傾向にある就労において一定の支援や配慮が必要な方々に対応すべく、いわゆる『中間的な就労』の受け入れを進める」としている。

当施設では移転新築により通勤等の利便性が改善されたことから、新しい職員も入り、法人としての新入職員の集合研修とフォローアップ研修に参加し、施設としての業務分担表にも「新入職員(介護員)の指導に関すること」として担当者を数名任命し、新規職員の相談に乗ったり、きめ細かい指導に当り早期の戦力化を図っている。

また、現在、必要な利用者には個別支援マニュアルが作成されており、一人ひとりの利用者に対する食事、入浴、排泄について職員間の統一感を持たせ利用者の満足に繋げようとしている。支援の標準的な実施方法は、対話集会等で表出された利用者の意見や職員の意見等を踏まえて、各係会等で定期的に検証・見直しを行い、話し合われた内容を個別支援計画に反映している。基本となる標準的なサービスマニュアルについては介護技術だけでなく、コミュニケーションの心得等幅広く盛り込まれ、定期的な点検で最新の内容に変更されている。職員会議や各係では標準化されたサービスの実施方法について話し合う機会を持ち、利用者一人ひとりの支援マニュアルに反映させている。

今後、I O T化が進むことによりアセスメント、支援計画策定、実践記録、計画評価など、日々の業務を通じP D C Aが自然と確立されるようになり、一貫したケアマネジメントが行えるものと思われる。施設や事業ごとに計画を合わせることや自由にマスターを設定することが可能ではないかと思われ、既に運用されている個別支援計画と違和感なく、利用できるものとおもわれる。

今後のスタッフの新陳代謝や異動、万が一の緊急事態等を考慮すると、データベースでの記録やマニュアルを引継ぎ等に活用することも考えられ、サービスを受ける側の利用者の安心感が更に増していくものと思われる。

4) 法人理念・施設運営指針・事業計画と目標支援制度との連動

法人として導入している人事考課制度の「目標支援制度」に沿い職員一人ひとりの目標シートが作成されており、目標シートの様式の裏面には法人や施設の注力事項(中期事業計画)がいつでも確認できるように記載され、表面の部署や自らの業務の目標へと連動し、職員の年間の指標として実践に移されている。

法人の理念「福祉の追及」には「ご利用者幸福の追求」、「地域貢献の追及」、「職員幸福、職務環境の追及」、「今を、未来に支える福祉の追及」という四つの項目があり、理念を具現化するための施設としての「運営指針」が立てられている。

その「運営指針」にも施設の特長や地域性に合わせ「ご利用者幸福の追求」を始めとした四つの項目が掲げられ、施設としての指針「仕事は丁寧に。対応は誠実に。」「ご利用者さんに寄り添った援助」も掲げ、四つの追求それぞれについて具体策が詳述されている。

また、「運営指針」には13項目からなる施設としての「職員像」が明確に示されており、法人として設定されたキャリアパスに合わせ施設としての「経験職への期待基準」も勤続年数や習熟度に合わせ定め、法人や施設としてあるべき姿を職員に確実に発信しており、それを職員全員で共有し同じ目線で業務に反映させようとしている。職員もそうした流れ中で職責を自覚し施設運営に参画しようとしている。

更に、目標支援制度により職員の育成にも取り組んでおり、介護福祉士資格取得に向けた実務者研修のサポート体制も整備している。法人としての新任職員研修やスペシャリスト養成研修、長野県社会福祉協議会、長野県身体障害者福祉協会等の研修にも参加しレベルアップが図られている。

◇改善する必要があると思う点

1) 組織の更なる活性化を図るための横の連携

現在、当施設では「生活援助検討係体系」を定め内容を充実させ、17の係毎に専門性を発揮させている。日中活動(余暇)係、身体拘束廃止検討係、リスクマネジメント係、業務改善検討係、IOT導入検討係、BCP(非常時における事業継続計画)検討係等の係があり一定の見識や業務上の経験を有する職員が参画し、それぞれの立場で課題を上げ対策の立案に繋げ、各係からの要請に従って他の職員も資料等の収集・分析に関わり業務の充実・改善に懸命に取り組んでいる。

おそらく、旧霧ヶ峰療護園で行われていた「委員会」という流れからなのか事業計画の中の「施設内研修及び会議」欄などにも「委員会」として表記されており、職員の中でも「係」を「委員会」として混濁している節がみられる。

施設の組織図では縦のラインが確立されており、業務分担表も事務系、サービス管理責任者、支援係、介護係、機能維持訓練係、看護係、給食係として業務分掌の中味も整えられている。

従来の「委員会」はQC(品質管理)活動的な小集団活動でサークルメンバーによる「自主的」な活動の要素が強かったものと思われる。小集団活動は業務上の問題解決を目的とし、同一職場に所属する少人数のメンバーから構成されるグループによる、継続的な活動を指すとされている。現在の当施設での「生活援助検討係体系」の「係」はそのサークルメンバーによる「自主的」な活動を期待するのではなく、定常業務として法人レベル、施設レベル、係レベルといった各組織階層における組織単位が小集団を編成し活動を推進することを基本とした業務一体の活動としての小集団活動として位置づけているものと思われる。

やむを得ない部分ではあるが新型コロナウイルス禍や人員不足からか係の活動等が十分に機能していないように感じられ、職種横断的な係の活動が本来持つ横の軸としての重要な役割が果たされていないようにも思われる。特に、一般職員が法人の考えや施設の考え方を深く掘り下げることで自己啓発にも繋がり、自らの知識やスキルの向上にも役立つのではないかとと思われる。利用者に関わる時間を多くしたいという思いは充分理解できるが、職員間でやり繰りし時間を生み出し係会を開き、横の連携を更に密にすることで職員の誰か一人が一生懸命にならなくても協働することで利用者の希望やニーズが更に叶えられるのではないかとと思われる。

2) 利用者の高齢化や重度化に伴う疾病や障害の多様化への更なる研修

現在、介護職員による医療的ケアはほぼ行われていないが、利用者の生命・身体への影響の大きさを十分に認識したうえで、医師や看護師等の指導・助言のもと、医療的な支援に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的実施されていくことが必要ではないかと思われる。また、慢性疾患やアレルギー疾患等のある利用者については、医師の指示のもと利用者の状況に応じた適切な支援と対応を行い、日頃から医師(かかりつけ医、専門医等)との連携を図ることや、これらの疾患に関する職員の正確な理解のもとに適切な対応策を講じることが求められる。

現状、新型コロナウイルス禍ということもあり、専門職としての知識習得や技術向上のための研修(専門職のスーパーバイズも含め)の機会を得ることが難しくなっているが、今後、利用者の健康管理を適切に実施するために医師や看護師等の協力・指導を得ながら、職員に対して障がい者の健康管理の基本や方法、留意点についての研修、職員の個別指導等を更に定期的に行うことが期待される。

また、新型コロナウイルス収束後、利用者の不適応行動などの行動障害や個別的な配慮が必要な利用者への支援方法や環境整備等についても学習したり情報を集め、利用者の高齢化や重度化に伴う疾病や障害の多様化に対応され、よりよいサービス提供に繋がられていくことを期待したい。

3) ボランティアや実習生等の更なる受け入れ

当施設の年度の事業計画に「地域への貢献」として「見学者及びボランティアの積極的受け入れ」として掲げ、また、中期事業計画ともいえる年度の「注力事項」でも「実習生の受け入れを積極的に行う」と上げている。新築移転前の旧施設は市街地から離れ遠いこともあり、以前からボランティアや実習生の受け入れが少なかったこともあり、現在も受け入れが少ないという状況が続いているように思われる。いずれも、「地域福祉の向上に向けた社会貢献」であり、法人や施設が社会的評価を得る上での一つの指針でもあり、また、地域におけるボランティアの養成と

ともに、将来の福祉人材を育成するなど、重要な位置づけにあるのではないかとと思われる。

地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と福祉施設・事業所をつなぐ柱の一つとして位置づけることができる。また、福祉施設・事業所は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられる。新型コロナウイルス禍、地域のフラワーアレンジメント、木やり保存会等のボランティアの来訪が中断となっているが、中学生の職場体験学習受け入れのための事前授業に参加し働きかけるなどの活動は継続しており、収束後はいつでも受け入れられようになっている。同じく、見学も積極的に受け入れ、利用者との交流の機会を多く作れるよう体制を整えている。今後、施設としての業務分担表にボランティアに関わる担当者を任命し、利用者への理解を促すためとボランティアの定着化を目指し、ボランティア受け入れのマニュアルの策定や研修、事前説明等について機会を見て取り組まれることを期待したい。

実習生の受け入れについても将来の福祉人材の育成等であり、福祉の人材を育成すること、また、福祉サービスに関わる専門職の研修・育成への協力は、福祉施設・事業所の社会的責務の一つではないかと思われる。施設が市街地へ新規移転し利便性も改善されたことから大学や短大に実習生受け入れが可能であることをアピールし、今後、受け入れマニュアルや専門職種の特性に配慮したプログラムを組織として作成し、職員間の意志統一の場を設け、ブレのない受け入れ体制を整えられていくことを期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理（別添1）並びに評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添2）

8 利用者調査の結果

聞き取り方式の場合（別添3-2）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（令和 2年10月13日記載）

障害者支援施設 すわ湖のほりは、平成元年に霧ヶ峰高原より少し下った場所で霧ヶ峰療護園としてスタートしましたが、平成30年11月に諏訪湖にほど近い諏訪市洪崎区に移転し、また施設名も『すわ湖のほり』と改称し新たにスタートしました。

大自然に囲まれ少し地域と離れてしまった場所から多くの方々に囲まれながらの住宅街に移転したことで、施設、職員そしてご利用者の皆様と『心機一転』、この新たな機会を大切にご利用いただいている皆様の生活を支えていければと努めているところです。

環境も変わり、施設体制の変化もあり、施設の移転以降は戸惑うことも多くありましたが、『ご利用者の皆様が、安心安全にそして心豊かに生活していただける提供の場』としてこの2年進めてきました。今まで実践してきたことを継続したり、また新たな試み等を繰り返すなか、ここで一度立ち止まり、大切なこと、継続すべきこと、改善すべきこと、工夫をすべきことなど現在の施設について見つめなおす機会ととらえています。

3年前に第三者評価受審させていただいたことで、今回との比較もしっかり受け止めていきたいと考えています。

『仕事は丁寧に。対応は誠実に。ご利用者様に寄り添った援助』の方針が、ご利用者様には伝わっていると感じられながらも、様々なニーズにお応えすべく探究心や工夫を繰り返していかなくてはと受審結果から強く感じております。

障害者療護施設としてスタートして30年以上となりますが、制度の変化とともに組織体系や職員の育成等における視点のほか、時代の流れと多くのニーズがあることを自覚し、幅広い専門性の追求とを進めた職員育成そして風通しの良い雰囲気づくりを進めていかなくてはいけないと受け止めております。大勢の方々から支えていただけることに感謝しながら幅広い視野を持ち、サービスの質の向上に向けて努めていきたいと考えています。